

第1回非上場会社の会計基準に関する懇談会 議事概要

I. 日 時 平成22年3月4日(木) 8時00分～10時00分

II. 場 所 公益財団法人 財務会計基準機構 第5会議室

III. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 来賓によるご挨拶
- (3) 座長・副座長の選出
- (4) 懇談会設置の趣旨説明、懇談会の運営について
- (5) 非上場会社の会計基準のあり方に関する意見交換
- (6) 閉会

V. 議事概要

- (1) 共同事務局のリーダーである企業会計基準委員会の新井常勤委員より、本懇談会は、IFRS対応会議より、非上場会社のあり方を検討するために関係者が一堂に会した懇談会を早急に設置すべきとの提案を受けて開催されたとの経緯の説明がなされた。
- (2) 大塚金融担当内閣府副大臣、加藤法務副大臣、近藤経済産業大臣政務官から、各国の多様性に配慮し、日本経済の活性化や企業の活力強化につながる会計基準となるような議論を行っていただきたい旨のご挨拶があった。
- (3) 座長に専修大学の安藤教授が、副座長にIFRS対応会議国際対応委員会委員長である住友商事株式会社特別顧問の島崎氏が選任された。
- (4) 安藤座長より懇談会設置の趣旨説明がなされた。また、共同事務局の設置や懇談会を非公開とする等の懇談会の運営ルールについて審議を行い、運営ルールが定められた。
- (5) 共同事務局のリーダーである企業会計基準委員会の新井常勤委員より、「本懇談会で検討する主な項目(案)」や今後の審議スケジュールの説明が行われ、その後、各メンバー及びオブザーバーにより、意見交換が行われた。

<「本懇談会で検討する主な項目(案)」の概要>

(1) 検討の対象とする会社の分類

[第一案]

- ① 金融商品取引法の対象となる非上場会社の財務諸表
- ② 金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社の財務諸表(計算書類)
- ③ 会計参与設置会社等の財務諸表(計算書類)
- ④ その他の中小企業の財務諸表(計算書類)

[第二案]

[第一案]の③と④を一つの分類とする。

(2) 適用される会計基準又は指針

「(1)検討の対象とする会社の分類」の各々の分類ごとに検討。

(3) 各々の会計基準又は指針を作成する主体

<主な発言の概要>

(総論)

- ・利用者が金融機関・株主等に限定される非上場会社の会計基準は、経営に役立ち、作成負担が最小限のものであることが重要である。
- ・国際取引を行わない中小企業にとっては、会計基準の国際化は不要である。
- ・中小企業が会計基準を使用することによるメリットのある仕組みを考える必要がある。
- ・中小企業の会計基準は、企業経営上、自社の経理の実態を知る意味でも大事であるが、経理の実態を十分に把握することができていない現実もあるので、国の施策としての指導が必要である。
- ・日本企業の国際競争力強化の観点からも、会計制度の枠組みを国益的な観点から検討することが重要である。
- ・非上場会社の会計基準は、簡便なもので足りるのではなく、非上場会社の会計の質が向上する仕組みや、採り得る会計基準の幅を認める仕組みが組み込まれるべきである。
- ・労使間では、連結財務諸表より個別財務諸表のほうが重要である。従業員が自分の会社の財務諸表を見ることができる仕組みも必要である。
- ・国策として、中小企業が優れた会計基準を使用する動機付けを行い、日本の会計の質を高めていくことが、世界から尊敬されるステップである。
- ・中小企業にとって何が有用であるかを深く追求する必要がある。トップダウンはIFRSをまず知る必要があるが、ボトムアップは知らなくてもいい。IFRSありきのトップダウンではなく、ボトムアップの思考が重要である。
- ・中小企業の会計は、基本的に税務処理と一致又は十分に考慮する必要があり、確定決算主義を維持すべきである。また、会計処理に見積もりが要求される部分は、見直しが必要である。
- ・税務基準という会計基準はない。法人税法で損金算入が認められない退職給与引当金や賞与引当金が会計で不要ということにはならない。
- ・非上場企業が会計基準を使用するメリットについて、工夫できることがないか勉強したい。
- ・会計基準は、様々な企業社会の実情に合わせてルールを決めたものであり、グラデーションのついたもの全体で一つとして考えるべきではないか。
- ・会計とは何かという本質を深く追求し、今のトレンドがよいかを検討する必要がある。
- ・国際対応がより求められる連結の会計から、国内制度と密接なかかわりのある単体の会計の議論を切り分けた上で、税法、会社法、金融商品取引法の三分野のそれぞれの法目的を考えた制度設計、制度全体の整合性ということを踏まえることが必要である。

(非上場会社の分類と適用する会計基準又は指針について)

- ・非上場会社の範囲は幅広いため、その特性・実態を踏まえて区分すべきである。会計

参与設置会社は独立して区分することが望ましく、第一案の4区分は実態に即している。

- ・税務と会計の一致が望ましいかどうかも議論する必要がある。また、現在の中小指針をベースとするのであれば、記載振りを検討する必要がある。
- ・中小企業は会計基準の国際化の議論から切り離して考えるべきである。
- ・第二案の3区分が理想だが、中小企業の会計指針の適用状況からすると、現実的には4区分にせざるを得ないであろう。
- ・非上場会社の分類の検討に当たっては、現在の大会社の判定の資本金基準は実態を表していない場合もあるので、従業員数、売上高、総資産も加味して行うべきである。
- ・上場会社の連結子会社については、上場会社に用いられる会計基準と整合性を図る必要がある。
- ・個別財務諸表は、日本のインフラ的な諸制度にビルトインされており、多数のステークホルダーが関連しているので、上場、非上場に関係なく個別財務諸表全体のあり方を幅広い関係者が一体となった場で検討していくことが必要。
- ・IFRSの適用とならないと考えられる、金融商品取引法の対象となる非上場会社の個別財務諸表も、検討の対象とすべきである。
- ・会計基準が多いと複雑化し、理解が困難になるので、この点に配慮する必要があり、仮に会計基準が複数になる場合、全体を通して共通の考え方を打ち出すことが望ましい。
- ・会計基準が複数になる場合、作成主体が違うことは結構であるが、各作成主体の意見交換の場が必要であり、別々に作成しているのではなく、全体として大きく一つで、それぞれがグラデーションのようなものが良い。
- ・実務家の立場からは、会計基準が多数あると大変なので、3つ程度（IFRS、日本基準、中小指針）が限度である。
- ・「260万の実際に富を生み出す現場の企業」をより重視するのか、「実務家の利便性」を重視するのか、ご議論いただきたい。

（会計基準、指針を作成する主体について）

- ・中小企業の会計は、策定のみならず周知して広めることが必要である。
- ・中小企業の会計基準は、法律的な安定や信頼度の高さに鑑みると、中小企業庁が中心となって中小企業関係者等が総結集して作成する必要がある。
- ・中小指針については、従来の設定主体が引き続き対応し、会社法上の大会社については、非上場企業関係者の声を反映させることが大切である。
- ・非上場会計基準は頻繁に変えないことが重要であるが、メンテナンスが必要になるため、メンテナンスができるような仕組みや作成主体にしておく必要がある。

(6) 次回の懇談会は平成22年4月7日に開催される。

以上